

「るっくファミリーの会」会則

第1章 総則	1. 会の名称	当会は「るっくファミリーの会」と称する。
	2. 会の事務局	当会の事務局は名古屋市南区扇田町32-1 「自立支援センターるっく」内に置く。
	3. 会の目的	当会は、自立支援の各種サポートを行う「自立支援センターるっく」の運営を、円滑かつ安定化できるように図り、また会員相互の交流支援を行う。
	4. 会の活動	当会は、「自立支援センターるっく」運営の協力をする事業を行う。
第2章 会員、会費	1. 会員の構成	当会の会員は、会の主旨に賛同し入会登録届を申請し、かつ「るっくファミリーの会」の母体である「自立支援センターるっく」運営委員会の決議を経て、運営委員長が承認をした利用者及び利用希望者の、家族(個人)で会員を構成する。
	2. 会員資格	当会の会員資格は、 ①「自立支援センターるっく」を利用中の本人の、家族(個人)とする。 ②「自立支援センターるっく」を利用した経緯のある本人の、家族(個人)とする。 ③見晴台学園卒業及び見晴台学園入学の経緯のある本人の、家族(個人)とする。 さらに主旨に賛同し、本会則で定められた会費を期日までに納付できた(会費納入中を含む)本人の、家族(個人)とする。
	3. 会費	当会の会費は12万円とする。その納入方法は、毎月2,000円を連続5年間で納入するか、または一括納入する。
	4. 会員の権利	①当会の会費が完納した会員の指定した利用者は、生涯にわたって、「自立支援センターるっく」から提供する自立支援のための各種サービスを受ける事ができる。また、「るっくコーポレーション」への入社や「ドームトリーあちゃ」への入所希望をすれば、入社や入所に関する優先権を得られる。 ②当会の会費を分割納入期間中の会員の指定した利用者は、会費納入期間中は、「自立支援センターるっく」から提供する自立支援のための各種サービスを受ける事ができる。また、「るっくコーポレーション」への入社や「ドームトリーあちゃ」への入所希望をすれば、入社や入所に関する優先権を得られる。 ※尚、希望する各種サービスにより、利用時の器材費、及び交通宿泊費(遠距離地区のみ)が必要となります。遠距離地区とは、交通宿泊費5000円以上(一回につき)がかかる地区のことです。
	5. 会員の義務	①当会の目的のために、会の活動に参加する。会のすべてに関する意見を、会の定例会および総会にて交換し発表する。 ②当会内で交換された情報は外部への公開は禁止し、尚 退会後も守秘義務を持つものとする。 ③当会の会則を遵守する。
	6. 会員資格の喪失	当会の会員が下記条件に該当するに至った時は、その資格を喪失し退会となる。 ①会員が退会届を提出し、かつ「るっくファミリーの会」の母体である「自立支援センターるっく運営委員会」の決議を経て、運営委員長が承認をしたとき。 ②会員の指定した利用者本人が死亡、失踪したとき。 ③「るっくファミリーの会」の母体である「自立支援センターるっく」が解散したとき。 ④分割会費を、継続して2年以上滞納したとき。 ⑤分割会費を、7年以内に完納しないとき。 ⑥会員として不適切な行為があったとき。
	7. 会員資格の復活	当会の会員資格を喪失した個人が、下記条件の該当するに至った時は、その資格を復活し再登録する。退会会員が再登録届を提出し、かつ「るっくファミリーの会」の母体である「自立支援センターるっく」運営委員会の決議を経て、運営委員長が承認をし、かつ再登録会員が、会費残金を一括納入としたとき。
	8. 会費の返還	既納会費の返還は不可とする。
第3章 役員	1. 役員	①当会の「るっくファミリーの会」役員は、会長1名(自立支援センターるっく運営委員長兼任)、当会の「るっくファミリーの会」事務及び会計担当役員1名(自立支援センターるっく運営委員兼任)、その他、当会の「るっくファミリーの会」役員4名(自立支援センターるっく運営委員兼任)の計6名で構成する。 ②任期は2年。ただし、再任を妨げない。 ③役員は、総会において出席者の過半数賛成をもって承認される。
	2. 会長の任務	当会の会員と「自立支援センターるっく」との相互の交流や支援運営を計り、当会を代表してその職務を遂行する。
	3. 役員の仕事	当会の会員と「自立支援センターるっく」との相互の交流や支援運営を計り、その職務を遂行する。
第4章 会合	1. 会合	当会は「るっくファミリーの会」定例会、年1回の「るっくファミリーの会」総会及び親睦会を行う。
	2. 議決	当会の総会議事は、総会において出席者の過半数賛成をもって決する。
第5章 会則改定	1. 会則改定	当会の会則改定は、総会において出席者の過半数賛成をもって改正する。
第6章 附則	1. 附則	会則施行日 2008年4月1日